

社会福祉法人悠希会定款

第1章 総則

(目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、心身ともに健やかに育成されるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

(1) 第2種社会福祉事業

(イ) 登川みらい保育園の経営

(名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人悠希会という。

(経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、母子・父子の子育て世代等を支援するため、低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

(事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を沖縄県沖縄市登川2丁目8番6号に置く。

第2章 評議員

(評議員の定数)

第5条 この法人に評議員7名以上8名以内を置く。

(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員が出席し、かつ、外部委員が賛成することを要する。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。
- 3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員の報酬は原則無報酬とする。但し報酬を支給する場合は各年度の総額が11万円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

2 この評議員会に議長を1名おき、出席した評議員の互選により選出する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度5月又は6月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

(招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

(決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。

(1) 監事の解任

(2) 定款の変更

(3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印する。

第4章 役員及び職員

(役員の数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

2 理事のうち1名を理事長とする。

(役員を選任)

第16条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 任期の満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、退任した理事又は監事の任期の満了する時までとすることができる。

3 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

(役員の報酬等)

第 21 条 理事及び監事の報酬は原則無報酬とする。但し、報酬を支給する場合は、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(職員)

第 22 条 この法人に、職員を置く。

- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第 5 章 理事会

(構成)

第 23 条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第 24 条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

(招集)

第 25 条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について異議を述べたときを除く。）は理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第6章 資産及び会計

(資産の区分)

第28条 この法人の資産はこれを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

- (1) 沖縄県沖縄市登川2丁目8番地3、8番地4、8番地5、8番地6所在の鉄筋コンクリート造陸屋根3階建1階406.16㎡、2階380.74㎡、3階29.91㎡

- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続きをとらなければならない。

(基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、沖縄市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、沖縄市長の承認は必要としない。

- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

（資産の管理）

第 30 条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

（事業計画及び収支予算）

第 31 条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
2 前項の書類については、主たる事務所に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

（事業報告及び決算）

第 32 条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
(1) 事業報告
(2) 事業報告の附属明細書
(3) 貸借対照表
(4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
(5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
(6) 財産目録
2 前項の承認を受けた書類のうち、第 1 号、第 3 号、第 4 号及び第 6 号の書類については、定時評議員会に提出し、第 1 号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
3 第 1 項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に 5 年間備え置き、一般の

閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

(会計年度)

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日を持って終わる。

(会計処理の基準)

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

(臨機の措置)

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

第7章 解散

(解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(残余財産の帰属)

第37条 解散（合併または破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第8章 定款の変更

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、沖縄市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を沖縄市長に届け出なければならない。

第9章 公告の方法その他

（公告の方法）

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人悠希会福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載してHPにて行う。

（施行細則）

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長	仲村	善子
理事	仲村	直子
理事	仲地	妙子
理事	比嘉	康峰
理事	上原	秀雄
理事	清水	スミ子
監事	糸数	哲夫
監事	儀保	和美

附 則

この定款は法人登記完了日より施行する。

法人登記完了日（平成23年4月1日）

附 則

この定款の改正は沖縄県知事の認可の日（平成24年12月19日）から施行する。

附 則

この定款の改正は沖縄市長の認可の日（平成25年9月17日）から施行する。

附 則

この定款は沖縄市長の認可後（平成29年4月1日）から施行する。

社会福祉法人 悠希会

登川みらい保育園定款細則

社会福祉法人登川みらい保育園 定款細則

第1章 総則

(目的)

第1条 この細則は、社会福祉法人登川みらい保育園定款（以下「定款」という。）第40条の規定により、法人運営に必要な事項を定めることを目的とする。

第2章 評議員

(評議員の改選時期)

第2条 評議員の改選は、存在する評議員の任期満了前に行わなければならない。

(評議員の選任候補者の提案事前資料)

第3条 評議員の選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該評議員の選任候補者として予定しているものから次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 誓約書
- (3) 履歴書

(中途辞任)

第4条 評議員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届けなければならない。

(欠員の補充)

第5条 評議員に欠員が生じた場合又は在任する評議員が理事の人数を超えない人数となった場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

(評議員名簿)

第6条 理事長は、評議員の選任後速やかに評議員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第3章 評議委員会

(報告事項)

第7条 評議委員会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 事業報告（決算及び監事監査報告）
- (2) 監督官庁が実施した検査または調査の結果
- (3) その他評議員から報告を求められた事項

(評議員の意思表示)

第 8 条 評議員はやむを得ない理由により評議員会に出席できないときは、書面により議案への賛否を表明することができるものとする。但し当該書面をもって出席に代えることはできない。

(評議員会の招集)

第 9 条 評議員から定款第 12 条第 2 項による請求があった場合、理事長は速やかに評議員会を招集しなければならない。

2 理事長が評議員会を招集しようとするときは、開催日の少なくとも 1 週間前までに、開催の日時、場所及び議案の概要を各評議員に通知しなければならない。定時評議員会の招集にあつては、計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び事業報告並びに監査報告等。ただし、緊急の場合にはこの限りではない。

3 招集された理事会の決議を審議する評議員会はその理事会終了後 1 週間以上の後に召集しなければならない。

4 前項の規定にかかわらず、評議員会は、評議員の全員の同意があるときは、召集の手続きを得ることなく開催することができる。

(議長の選出)

第 10 条 評議員会に於いて評議員の互選によりその都度議長を選出する。

2 評議員会議長は議事録署名人 2 名を委嘱する。

(関係者の出席)

第 11 条 評議員会の議長は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容などについて説明させることができる。

(出欠の有無)

第 12 条 評議員は、会議の招集の通知を受けたときは、その出席の有無をあらかじめ理事長に届けなければならない。

(表決の方法)

第 13 条 評議員会における評決の方法は挙手による。

2 議長は、評議員に異議がないと認めたときは、これを確認し、評決の手続きを取らないで可決したものとして、その旨を宣言することができる。

3 緊急の案件などで臨時に召集される会議が定足数を満たさず成立しない場合でも定款細則第 8 条による欠席の意思表示がなされ、全評議員に異議がないと認められるときは、決議がなされたものとみなすことができる。

(議事録等)

第 14 条 評議員の議事録には、次の事項を記載しなければならない。

- (1) 開催年月日及び時間及び開催場所
- (2) 出席者氏名
- (3) 評議員総数

- (4) 定足数に関する規定（定款の引用）
 - (5) 議事録署名人（2名の選出）
 - (6) 議案
 - (7) 議案に関する発言内容
 - (8) 議案に関する評決結果
 - (9) 議長及び議事録署名人の記名押印、その年月日
- 2 評議員会の議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
- 3 議事録は、提出議案及び報告案件書を添付して保存するものとする。

（欠席評議員への通知）

第15条 理事長は、会議を欠席した評議員に審議の概要及び議決を書面で会議終了後速やかに通知しなければならない。

第4章 役員（理事・監事）

（役員の変更）

第16条 役員の変更は、在任する理事及び監事の任期満了前に行わなければならない。

（役員を選任候補者の提案事前資料）

第17条 評議員会に役員を選任候補者の提案を行う場合には、当該提案を決議する理事会の開催前に、当該役員を選任候補者として予定している者から次の資料を徴さなければならない。

- (1) 就任承諾書
- (2) 誓約書
- (3) 履歴書

（中途辞任）

第18条 役員は、やむを得ない事由により任期の途中で辞任しようとするときは、あらかじめ理事長に書面で届けなければならない。

（欠員の補充）

第19条 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充選任を行うものとする。

（評議員名簿）

第20条 理事長は、役員を選任後速やかに役員名簿を作成し、主たる事務所に5年間備え置くものとする。

第5章 理事会

(法人の業務執行の決定)

第21条 理事会で決定すべき法人の業務は次のとおりとする。

- (1) 事業計画、予算
- (2) 予算外の新たな義務の負担または権利の放棄
- (3) 事業報告、決算
- (4) 定款の変更
- (5) 社会福祉施設の許認可関係
- (6) 施設長等の任命その他重要な人材
- (7) 基本財産の取得・処分、担保提供等
- (8) 金銭の借入
- (9) 法人の運営に関する規則の制定及び変更
- (10) 施設用財産に関する契約その他主要な契約
- (11) 寄付金に関する事
- (12) 合併、解散、解散した場合における残余財産の帰属先の選定
- (13) 新たな事業の経営または受託
- (14) 社会福祉充実計画の策定
- (15) 評議員選任・解任委員会の運営、評議員選任候補者の推薦及び解任の提案
- (16) その他日常の業務として理事会が定める理事長の専決事項以外のすべての法人の業務に関する事項

(報告事項)

第22条 理事会へ報告すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 監事の監査結果
- (2) 理事長の職務の執行状況に関する事項
- (3) 監督官庁が実施した検査または調査の結果
- (4) その他理事から報告を求められた事項

(役員意思表示)

第23条 理事はやむを得ない理由により理事会に出席できないときは、書面により議案への賛否を表明することができるものとする。但し当該書面をもって出席に代えることはできない。

(理事会の招集)

第24条 理事会の招集は、次の招集事項を記載した書面により招集日の1週間前までに各理事及び各監事に通知するものとする。但し、緊急の場合はこの限りではない。

- (1) 理事会の日時及び場所
- (2) 議題

2 前項の規定にかかわらず、理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(理事会の運営)

第25条 理事会に議長を置き、議長はその都度選任する。議長は決議について特別の利害関係を有しない案件により、開催される理事会の承認を得て理事長が務めるものとする。

- 2 理事会の決議（特別決議を除く。）において、可否同数の時は、議長がこれを決するものとする
- 3 理事会は、必要あるときは、職員等関係者の出席を求め、提出議案の内容などについて説明させることができる。

(表決の方法)

第26条 理事会における評決の方法は挙手による。

- 2 議長は、理事に異議がないと認めたときは、これを確認し、評決の手続きを取らないで可決したのものとして、その旨を宣言することができる。
- 3 緊急の案件などで臨時に召集される会議が定足数を満たさず成立しない場合でも定款細則第23条に定める書面による欠席の意思表示がなされ、全理事に異議がないと認められるときは、決議がなされたものとみなすことができる。

(議事録)

第27条 理事会の議事録には、次の事項を記載するものとする。

- (1) 開催年月日及び時間及び開催場所
 - (2) 出席者氏名
 - (3) 理事総数
 - (4) 定足数に関する規定（定款の引用）
 - (5) 議事録署名人
 - (6) 議案
 - (7) 議案に関する発言内容
 - (8) 議案に関する評決結果
 - (9) 理事長及び監事の記名押印、その年月日
- 2 議長は、議事録の正確を期するため適当と認める職員に議事の経過及び結果を記録させることができる。
 - 3 議事録は、提出議案及び報告案件書を添付して保存するものとする。

(欠席理事への通知)

第28条 理事長は、会議を欠席した理事及び監事に審議の概要及び議決を書面で会議終了後速やかに通知しなければならない。

第6章 監事

(理事会・評議員会への出席)

第29条 監事は、理事会及び評議員会に出席し、監査結果を報告しなければならない。但し、議決権は有しないものとする。

(資料の作成)

第30条 理事長は、会計年度終了後1か月以内に計算書類（貸借対照表及び収支計算書）、事業報告及びこれらの付属明細書並びに財産目録を作成し、監事に提供するものとする。

(監事監査)

第31条 監事は、前条の資料を受領した日から4週間以内に、監査を実施し、理事長に対し、監査報告の内容を通知しなければならない。

(監査報告)

第32条 監事は、監査の終了後、監査報告書を作成し、署名押印の上、理事会及び評議員会に報告するものとする。

2 監事は、前条第1項に基づく監査の終了後、監査報告書を作成し、理事長、沖縄県知事に報告する。

(据え置き)

第33条 定款細則第29条の資料並びに監査報告は、理事会の承認を受け、定時評議員会の2週間前の日から5年間主たる事務所に備え置くものとする。

(評議員への提供)

第34条 理事長は、定時評議員会の招集通知に対し、計算書類及び事業報告並びに監査報告を提供するものとする。

第7章 業務の専決

(業務の専決)

第35条 定款第24条の規定により理事長が専決、施設長が専決することのできる事項は次に掲げるものとする。

I 理事長専決事項

- (1) 職員の任命（施設長の任命、表彰及び懲戒を除く）
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること
- (3) 債権の免除。効力の変更に関すること。当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の事情があるものに限る。

- (4) 設備資金の借入にかかる契約であって、予算の範囲内のもの。
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち、次のような軽微なもの。
 - ア 日常消費する材料、消耗品の購入
 - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
 - ウ 緊急を要する物品の購入等
 - ①工事または製造の請負については 250 万円未満の契約
 - ②食料品・物品などの買入については 160 万円未満の契約
 - ③前各号に掲げるもの以外については 100 万円未満
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良のための支出並びにこれらの処分
法人運営に重大な影響がないもので、且つ 250 万円以下のものに限る。
- (7) 損傷その他の理由により不要または使用に耐えない物品の売却または破棄。但し、法人運営に重大な影響がないもの。
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 寄付金の受け入れに関する決定。但し、法人運営に重大な影響があるものを除く。
- (10) 法人に関する情報の開示に関すること
- (11) その他法人の規程等で定める事項

2 II 施設長専決事項

- (1) 職員の職務分担、勤務体制及び福利厚生に関すること
- (2) 職員の旅行命令及び復命に関すること
- (3) 職員の時間外勤務命令及び休日勤務命令に関すること
- (4) 職員の服務に関する諸願いの許可又は承認に関すること
- (5) 臨時職員の任命に関すること
- (6) 所属職員の扶養手当、通勤手当、住宅手当の認定支給額の決定に関すること。
- (7) 人件費及び構成経費に関する予算の執行並びにその他の科目で予算に計上された 1 件の予算執行額が 100 万円未満の契約を提携すること
- (8) 収入（寄付金除く）事務に関すること
- (9) 利用者の日常の処遇に関すること
- (10) 行政官庁からの照会に関すること
- (11) その他定例または軽易な事項

(専決の報告)

第 36 条 理事長が専決を行った事項のうち、その内容が重要であると認められる事項については、速やかに文書または口頭により理事会に報告しなければならない。

参考資料として別表 1 を添付

附則

・この定款細則は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

改定 この定款細則は、平成 29 年 10 月 19 日改定遡って 8 月 1 日から施行する。

定款細則別表 1

理事会要議決要審議事項一覧表

社会福祉法人 悠希会 登川みらい保育園

議決事項・審議事項	評議員会での要議決		理事会での要議決	
	過半数 の議決	2/3 以上 の議決	過半数 の議決	2/3 以上 の議決
決算、基本財産の処分及び事業報告		○		○
補正予算、事業計画				○
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄				○
定款の変更		○		○
合併		○		○
解散及び解散した場合の残余財産の付属者の選定		○		○
重要事項で理事会において必要と認める事項		○	○	○
公益事業に関する事項				○
収益事業に関する事項				○
社会福祉事業にかかる許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項			○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則に制定及び変更			○	
施設長の任免、その他重要な人事		○		○
役員報酬に関する事項		○		○
その他、法人の業務に関する重要事項			○	
理事、監事の選任・解任		○		○

評議員会及び理事会における決定決議事項

	理事会	評議員会
	<ul style="list-style-type: none"> ・ 評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定（法第 45 条の 9 第 10 項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第 181 条） ・ 理事長の選定及び解職（理事長：法第 45 条の 13 第 2 項第 3 号、業務執行理事：法第 45 条の 16 第 2 項第 2 号） ・ 重要な財産の処分及び譲受（法第 45 条の 13 第 4 項第 1 号） ・ 多額の借財（法第 45 条の 13 第 4 項第 2 号） ・ 重要な役割を担う職員の選任及び解任（法第 45 条の 14 第 4 項第 4 号） ・ 従たる事務所その他の重要な組織の設置、返還及び廃止（法第 45 条の 13 第 4 項第 4 号） ・ コンプライアンス（法例遵守等）の体制整備（法第 45 条の 13 第 4 項第 5 項） *一定規模を超える法人のみ ・ 就業及び利益相反取引（法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 84 条第 1 項） ・ 計算書類及び事業報告などの承認（法第 45 条の 28 第 3 項） ・ 理事会による役員の一部免除（法第 45 条の 20 第 4 項において準用する一般法人法第 114 条第 1 項） ・ その他の重要な業務執行の決定 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 理事・監事の選任（法第 43 条） ・ 理事・監事の解任（法第 45 条の 4 第 1 項及び第 2 項） ・ 理事監事の報酬等の決議（理事：法第 45 条の 16 第 4 項において準用する一般法人法第 89 条、監事：法第 45 条の 18 第 3 項において準用する一般法人法第 105 条） ・ 理事等の責任の免除（全ての免除：法第 45 条の 20 第 4 項で準用する一般法人法第 112 条（*総評議員の同意が必要）、一部の免除：第 113 条第 1 項） ・ 役員報酬等基準の承認（法第 45 条の 35 第 2 項） ・ 計算書類の承認（法第 45 条の 35 第 2 項） ・ 定款の承認（法第 45 条の 36 第 1 項） ・ 解散の決議（法第 46 条第 1 項第 1 号） ・ 合併の承認（吸収合併消滅法人：法第 52 条、吸収合併存続法人：法第 54 条の 2 第 1 項、法人新設合併：法第 54 条の 2 第 7 項） ・ その他定款で定めた事項 <p>★：法第 45 条の 9 第 7 項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上にあたる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>

社会福祉法人 悠希会

評議員名簿		
役員	名前	任期
評議員	新垣 美恵子	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	読谷山 妙子	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	金城 百合子	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	真玉橋 史卓	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	前外間 樹	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	糸数 きよみ	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで
評議員	武内 信博	平成29年4月1日～平成34年度定時評議員会まで

理事名簿		
役員	名前	任期
理事	仲村 善子	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
理事	清水 スミ子	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
理事	上原 秀雄	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
理事	外間 ケイ子	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
理事	仲地 妙子	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
監事	儀保 和美	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで
監事	新里 英俊	平成29年定時評議員会～平成34年度定時評議員会まで